

平成28年度川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）

平成28年度川崎市立聾学校（以下「市立聾学校」という。）幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

【幼 稚 部】

1 志願資格

幼稚部への入学を志願することのできる者（以下「志願者」という）は次の（１）～（４）のすべてに該当する者とする。

- （１）平成24年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた者
- （２）原則として本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- （３）両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- （４）市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者

2 募集人数

募集人数は、3歳児 5名とする。

3 志願日程及び受付時間

（１）願書配布期間及び受付時間

願書配布期間	受付時間
平成27年12月 1日（火）から 12月11日（金）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

（２）募集期間及び受付時間

募集期間	受付時間
平成28年1月 8日（金）から 1月15日（金）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

4 志願手続

志願者は、市立聾学校の校長（以下、「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- （１）入学願書（市立聾学校所定のもの）
- （２）その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

川崎市立の特別支援学校、県立特別支援学校及び県内市立の特別支援学校との併願は認めないこととする。

6 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
平成28年1月28日（木） 午前10時から12時まで	市立聾学校

7 選抜の内容

選抜は以下の内容から実施する。

- (1) 健康診断
- (2) 総合観察
- (3) 面接（保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

8 選抜結果の通知及び通知の日時

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の交付は、平成28年2月3日（水）とする。

9 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

10 入学の手続き

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなくてはならない。

11 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

入学者選考日以降も希望があれば、随時選抜を実施し、入学者を決定することがある。

【高等部】

1 志願資格

高等部への入学を志願することのできる者（以下「志願者」という）は次の（１）～（４）のすべてに該当する者とする。

- （１）原則として本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- （２）中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者（平成２８年３月３１日までに修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- （３）両耳の聴力レベルがおおむね６０デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- （４）市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者

2 募集人数

募集人数は、以下の表のとおりとする。

普通科	８名
ライフクリエイト科	８名

3 志願日程及び受付時間

（１）願書配布期間及び受付時間

願書配布期間	受付時間
平成２７年１２月 １日（火）から １２月１１日（金）まで の学校休業日	午前９時から午後４時まで

（２）募集期間及び受付時間

募集期間	受付時間
平成２８年１月 ８日（金）から １月１５日（金）まで の休業日	午前９時から午後４時まで

4 志願手続

志願者は、校長に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- （１）入学願書（市立聾学校所定のもの）
- （２）その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

川崎市立の特別支援学校、県立特別支援学校及び県内市立の特別支援学校との併

願は認めないこととする。

6 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
平成28年1月21日（木） 午前8時45分から午後3時まで	市立聾学校

7 選抜の内容

選抜は以下の内容から実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 面接（本人及び保護者）
- (3) その他校長が指定する内容

8 選抜結果の通知及び通知の日時

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の交付は、平成28年1月27日（水）とする。

9 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

10 入学の手続き

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなくてはならない。

11 その他

この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。